

## 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」案に対する意見

日本地質学会長

井龍康文

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」案を拝読いたしました。近年、研究不正が続発し、日本国民の科学に対する信頼が大きく損なわれてしまいました。このような状況を踏まえ、研究者に研究活動における不正行為を再認識させ、その防止に向けての方策が本案として示されたことを評価いたします。特に、不正行為を抑止するためには、研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上が必要との指摘は、その通りであり、日本地質学会としても真摯に取り組んでいるところであります。しかし、このガイドライン案が成案となった場合、本学会の会員の方々の研究活動を少なからず阻害することが危惧されますので、以下に指摘させていただきたいと思います。

1. 研究機関等において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合には、開示することを義務付ける旨の規程を設ける必要性が指摘されています (p. 8)。しかし、保存すべきデータのレベル、保存期間、開示の方法、開示先の範囲は、それぞれの機関の判断に委ねられており、最低限の基準が明示されていません。また、研究機関の間で、保存すべきデータに関する考え方と取り扱い方が大きく異なる場合、研究不正の認定などで、大きな問題が生じることが懸念されます。よって、「ガイドライン」と呼称するならば、最低限の基準を提示すべきです。また、組織として設定された規定を満たしたうえでのデータの不在は免責になる旨を明記して、組織間の規則の不一致による混乱を未然に防ぐべきです。
2. 地球科学分野の場合、一次データとして、岩石・化石試料、地質調査の結果を記入した地形・地質図、フィールドノートがあります。本ガイドライン案が想定していると思われる実験ノート類ではカバーしきれない、様々な研究分野に特有の一次データについての配慮がなされていません。これらを保管すべきとなった場合には、各研究機関で相当のスペースや管理コストを確保する必要があります。しかし現実には、永久保管の義務がある自然史科学関連の標本ですら、スペースとキュレーション担当者の不足に

より散逸しつつある研究機関が少なからずあります。よって、研究データの保存と公開を各研究機関に義務づけるならば、国のレベルで、その達成に必要な財政上の措置が講じられる必要があります。各研究機関に委ねた場合、財政上の問題から、研究データの保存と公開が大きく縮小・制限され、本ガイドライン案の主旨が事実上遵守されなくなることが危惧されます。

3. 昨今では、保存すべき一次データとは、分析・測定機器によって得られた電子データである場合が多いと指摘されます。これらの電子データについては、オリジナルデータの確認が非常に困難である場合が少なくありません。このような研究現場の環境変化を考慮すれば、本ガイドライン案では、当然、電子媒体の研究データの保存等について、指針が示されるべきです。昨今の研究不正においても、写真（デジタル画像）や分析値などのねつ造が指摘されております。研究不正が指摘された場合、これらの一次データの提示は必須ですので、本ガイドライン案は電子データに関する想定が全く不十分であると言わざるを得ません。
4. 研究不正の申し立て手続きについては、匿名による告発があった場合（p. 12）や特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている場合（p. 14）も研究機関は顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができることとされており、悪意をもった虚偽の告発が増えることが危惧されます。後に虚偽と判明した場合でも、被告発者および研究機関が対応を迫られることは明らかです。したがって、悪意のある匿名による告発への対処方法に関しては、もしそのような事態が生じた場合には、被告発者や研究機関が多大な時間を要して対応を迫られ、少なからず社会的信用を失うという前提に立ち、本ガイドライン案に具体的な方法を明示すべきです。

なお、文部科学省による調査と支援（p. 23）はソフトの面だけです。上述のように、本ガイドラインの真の趣旨を達成するためには、ソフト面の支援だけでなく、ハード面の整備が必要である点も、再度付記させていただきます。

以上の意見が計画案の改善に役立ちましたら幸甚です。